

四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 8 号

四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則の一部を改正する規則

第 1 条 四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則（平成 2 2 年四日市市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種に関する特例措置）</u> <u>2 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、第 2 条第 3 号の規定にかかわらず、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種については、</u> <u>「2 0 歳未満のもの」とあるのは、</u> <u>「1 2 歳となる日の属する年度の初日から 1 6 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子又は平成 9 年 4 月 2 日から平成 2 0 年 4 月 1 日までに生まれた女子」とする。</u>	附 則

第 2 条 四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助対象者） 第 2 条 受診費用の補助を受けることが	（補助対象者） 第 2 条 受診費用の補助を受けることが

できる者は、県外の医療機関等で診査等を受診した当日に本市に住民登録を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 予防接種法第 5 条第 1 項に規定する政令で定める疾病（A 類疾病に限る。）に係る予防接種又は四日市市任意予防接種費用補助金交付規則（平成 23 年四日市市規則第 45 号）第 2 条第 1 号に規定する任意予防接種を受けた者

附 則

できる者は、県外の医療機関等で診査等を受診した当日に本市に住民登録を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 予防接種法第 2 条第 2 項各号に規定する疾病に係る予防接種又は四日市市任意予防接種費用補助金交付規則（平成 23 年四日市市規則第 45 号）第 2 条第 1 号に規定する任意予防接種を受けた者のうち、20 歳未満のもの

附 則

（ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種に関する特例措置）

2 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 2 条第 3 号の規定にかかわらず、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種については、「20 歳未満のもの」とあるのは、「12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子又は平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた女子」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（こども未来部 こども保健福祉課）